東京電力(株) 福島第二原子力発電所

平成26年度 不適合管理委員会報告情報(平成26年 9月30日(火)分)

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。 法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成26年 9月30日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

 区分 I:
 該当なし

 区分 II:
 該当なし

 区分 III:
 該当なし

 その他:
 4 件

NO.	<u> </u>	不適合件名	グレード	備考
1		原子炉建屋付属棟1階原子炉補機冷却系第1中間ループ熱交換器室前通路上部に設置されているダク ト継ぎ手部において、空気漏れが認められたため、当該継ぎ手部を点検・修理。	GⅢ	
2		中央制御室計測用変圧器(B)電源切替(仮設→本設)操作時において、タービン建屋2階タービン補機 冷却系サージタンクへの補給水(純水)弁が自動全開となり、同サージタンクオーバーフローラインより排 水升へ補給水が流れ、排水升より漏えいが認められたため、原因調査・対策検討。 (漏えい量:タービン建屋2階~地下1階(堰内)において約4.6m³)	GΙ	
3	7 - 74	中央制御室OAコンセント用無停電電源装置(UPS)において、アラーム(中間過電圧、充電電圧異常、中間電圧FB異常)発生が認められたため、当該機器を点検・修理。	対象外	
4		復水ろ過装置逆洗受タンク脇気体廃棄物処理系トレンチ内床面において、伸縮継ぎ手部及び周囲の壁面を中心に漏えい水(5リットル、汚染無し)が認められたため、当該伸縮継ぎ手部を点検・修理。	GⅢ	